

豊田市森林整備計画に変更について

1 計画変更方針（第1回森づくり委員会にて説明）

- ・市では「森づくり構想」及び「森づくり基本計画」を策定し、これを森づくりのマスタープランと位置付けている。したがって、これらの計画を基に全国森林計画や地域森林整備計画に適合するよう粛々と作成する。
- ・ゾーニング及び路網整備など詳細については、県・国と協議し可能な限り簡素化を図る。
- ・学識経験者の意見聴取は、「とよた森づくり委員会」で計画案への意見を聴取するものとする。

2 計画変更方法

- ①全国森林計画及び地域森林整備計画との整合を基本として作成。
- ②国及び県からの計画作成指針を参考に項目及び文書を作成。（森林の有する機能、森林整備の方法等）
- ③愛知県からの参考文書と「森づくり構想」等を比較し、内容が整合していない文書は、「森づくり構想」等を基本とした文書を作成。（施業の共同化等）

※今回は変更は、森林法の改正に伴うものであるため、計画の構成（項目）も含め全面的に変更している。

3 計画案の留意事項

- ・今回送付した計画文書は、資料(図面等)については現在も作成しているため、別表等が未作成のものがある。
- ・計画中の下線(波線)は、市が独自に作成した文である。
- ・各項目名の横に参考として、囲い文字で「作成文書の根拠」を付してある。
 - 例1： 県参考文＝地域森林計画及び愛知県が作成した参考文
 - 例2： 作成文＝豊田市独自で作成した文
 - 例3： 森づくり基本計画＝森づくり基本計画を参考(引用)下

◎森林整備計画とは

- ・森林法に基づき、地域森林計画の対象となる民有林が存在する市町村が5年毎に作成する10年間の計画。
- ・市町村における森林関連施策の方針や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定める。